

野田市行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する条例施行規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 5 号

野田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行 規則の一部を改正する規則

野田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 2 1 年野田市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（添付書面等の省略）

第 9 条 条例第 7 条の規則等で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 2 7 号）第 5 条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第 7 条の規則等で定める措置は、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。